

令和7年度千葉県子育て支援員研修事業の業務委託に係る企画提案実施要領

1 趣旨・目的

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の事業については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要です。

このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施します。

研修の実施にあたり、研修のノウハウを有する事業者に委託するため、広く企画提案を募集します。

2 参加方法

企画提案に参加する者は、本要領及び別に定める「令和7年度千葉県子育て支援員研修事業の業務委託に係る企画提案募集要項」に基づき、参加手続を執るものとします。なお、同募集要項は、千葉県健康福祉部子育て支援課において配布するほか、千葉県ホームページからもダウンロードすることができます。

3 選定方法

応募者から提出された企画提案書等の内容について、選定委員会において応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、企画提案書等と合わせて総合的に判断し、最も優れた企画提案をした応募者を受託候補者としします。

なお、審査は非公開で実施します。

4 選定基準

審査に当たっては、以下の観点から総合的に評価、選考するものとし、詳細については別途定めます。

- (1) 事業の的確さ、有効性
- (2) 事業の実現性
- (3) 専門性
- (4) 実績
- (5) 組織の安定性

附則

この要領は、令和7年1月29日から施行する。